

改正後

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 <u>2,000円</u> 1年 <u>5,000円</u>
	たも網	1日 2,500円
やまめ	竿釣	1日 1,000円 1年 <u>4,000円</u>

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 河野川漁業協同組合事務所（南条郡南越前町赤萩31-4）
- (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店
 - ・坂下商店（南条郡南越前町河野19-2）

現行

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 1,100円 1年 3,500円
	たも網	1日 2,500円
やまめ	竿釣	1日 1,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 河野川漁業協同組合事務所（南条郡南越前町赤萩31-4）
- (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店
 - ・坂下商店（南条郡南越前町河野19-2）